

学生イノベーションチャレンジ推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 岡山市は、若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践による地域課題の解決や、大学等で学んだスキルを活用した起業へのチャレンジの促進等を図るとともに、地域づくりを担う人材育成と若者の地域への定着を推進するため、学生が必要に応じて企業や地域、NPO等と協働して取り組む事業（以下「本事業」という。）を実施する。

2 本事業に対しては、学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付要綱に定めるところにより、学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(参加対象)

第2条 本事業への参加対象は、学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校（以下、「大学等」という。）に在学する、単一の大学等の学生3名以上と教職員を代表としたグループ（以下「各グループ」という。）とする。

(活動期間)

第3条 活動期間は、補助金の交付申請から活動報告会の開催日までとする。

2 補助金を活用できる期間は、補助金交付決定日から活動報告会の開催日までとする。

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、原則、岡山市内及び、「第2期岡山連携中枢都市圏ビジョン」の連携事業「学生等による地域課題への取組」における連携市町内とする。ただし、本事業に有用であると岡山市が認めた場合は、この限りではない。

(補助対象活動内容)

第5条 本事業は、各グループが活動テーマとコース（ソーシャルビジネスチャレンジ又はスモールビジネスチャレンジ）を決定したうえで、各グループが作成する事業計画に沿って活動し、中間報告会及び活動報告会で活動状況等を報告した場合に補助対象とする。

(活動の広報)

第6条 本事業を推進するため、各グループからイベントの開催や冊子の完成などの際に周知広報依頼があれば、協力しなければならない。その際は、岡山市政策企画課（学生イノベーションチャレンジ推進事業担当）に「広報連絡票」（別紙）の提出を求めるものとする。

2 各グループが広報の実施及び印刷物等を作成するにあたり、取り組む事業が「岡山市学生イノベーションチャレンジ推進事業」への参加事業であることを明示するよう指導しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第7条 学生がハラスメントで個人の尊厳を不当に傷つけ、活動意欲の低下や活動環境を害することがないように、男女共同参画に配慮して、「セクシュアル・ハラスメント」や「モラル・ハラスメント」等のあらゆるハラスメントが発生しないように

指導しなければならない。

(違反行為の措置)

第8条 前条の指導に従わなかった者をグループから除名できるものとする。

(成果物に関する留意事項)

第9条 各グループに対して、成果物の作成にあたり著作権の侵害等に十分配慮するよう指導しなければならない。

2 本事業の成果物の著作権が各グループに帰属する場合は、市長が当該成果物を無償で利用することの承諾を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。